

○出雲崎町災害救助条例

昭和50年3月22日
条例第1号

(目的)

第1条 この条例は、災害に際して、町が応急的に必要な救助を行い、災害にかかった者の保護を図ることを目的とする。

(救助の実施要件)

第2条 この条例による救助(以下「救助」という。)は、災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用されない災害であって、次に定める程度の災害が発生した場合で、当該災害にかかり現に救助を必要とする者に対して行うものとする。

- (1) 住家が滅失した世帯数が8世帯以上に達した場合
- (2) 前号の基準に達しないが、多数の世帯の住家が滅失し、町長が特に必要と認めた場合
- (3) 多数の者が生命又は身体に危害を受けるおそれが生じた場合

2 前項第1号及び第2号に定める住家が滅失した世帯数の算定は住家が半壊し、又は半焼した等著しく損壊した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は、3世帯をもってそれぞれ住家の滅失した1世帯とみなす。

(救助の種類等)

第3条 救助の種類は、次のとおりとする。

- (1) 避難所の設置
- (2) 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- (3) 被服、寝具その他生活必需品の給与
- (4) 災害にかかった者の救出
- (5) 応急仮設住宅の設置
- (6) 災害にかかった住宅の応急修理
- (7) 障害物の除去

2 前項第5号、第6号及び第7号の救助については、生活困窮者を対象として行うものとする。

(救助の程度、方法及び期間)

第4条 救助の程度、方法及び期間は災害救助法施行細則(昭和35年新潟県規則第30号)第5条に定める範囲内において行うものとする。

2 町長が特に必要と認めた場合には、前項の規定にかかわらず救助の期間を延長して行うことができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○出雲崎町災害弔慰金の支給等に関する条例

昭和49年6月17日

条例第29号

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号。以下「法」という。)及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令(昭和48年政令第374号。以下「令」という。)並びに新潟県災害弔慰金補助及び災害援護資金貸付要綱の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した町民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた町民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって町民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
- (2) 町民 災害により被害を受けた当時、この町の区域内に住所を有した者をいう。

第2章 災害弔慰金

(災害弔慰金の支給)

第3条 町は、町民が令第1条に規定する災害又は一の市町村に新潟県災害救助条例(昭和39年新潟県条例第77号)が適用された場合の同一原因による災害(以下この章及び次章において単に「災害」という。)により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

(災害弔慰金を支給する遺族)

第4条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 死亡者の死亡当時において死亡者により生計を主として維持していた遺族(兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。)を先にし、その他の遺族を後にする。
- (2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順位とする。

ア 配偶者

イ 子

ウ 父母

エ 孫

オ 祖父母

- (3) 死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であって兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹(死亡した者の死亡当時その者と同じくして同居し、又は生計を同じくしていた者)に対して、災害弔慰金を支給するものとする。
- 2 前項の場合において、同順位の父母については養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。
- 3 遺族が遠隔地にある場合、その他の事情により、前2項の規定により難しいときは、前2項の規定にかかわらず、第1項の遺族のうち、町長が適当と認める者に支給することができる。
- 4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し、災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場

合にあつては500万円とし、その他の場合にあつては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第6条 災害の際、現にその場にあつた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第7条 弔慰金は、次の各号に掲げる場合には支給しない。

- (1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
- (2) 令第2条に規定する場合
- (3) 災害に際し、町長の避難の指示に従わなかったことその他の特別の事情があるため、町長が支給を不相当と認めた場合

(支給の手續)

第8条 町長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

2 町長は、災害弔慰金の支給に関し遺族に対し、必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

第3章 災害障害見舞金の支給

(災害障害見舞金の支給)

第9条 町は、町民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき(その症状が固定したときを含む。)に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該住民(以下「障害者」という。)に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第10条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあつては250万円とし、その他の場合にあつては125万円とする。

(準用規定)

第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

第4章 災害援護資金の貸付け

(災害援護資金の貸付)

第12条 町は、令第3条に掲げる災害により法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の町民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第13条 災害援護資金の一災害における1世帯当たりの貸付け限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷(以下「世帯主の負傷」という。)があり、かつ、次のいずれかに該当する場合
 - ア 家財についての被害金額がその家財の価格のおおむね3分の1以上である損害(以下「家財の損害」という。)及び住居の損害がない場合 150万円
 - イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250万円
 - ウ 住居が半壊した場合 270万円
 - エ 住居が全壊した場合 350万円
- (2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合
 - ア 家財の損害があり、かつ、住居の被害がない場合 150万円
 - イ 住居が半壊した場合 170万円

ウ 住居が全壊した場合(エの場合を除く) 250 万円

エ 住居の全体が滅失若しくは流失した場合 350 万円

(3) 第1号のウ又は前号のイ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270 万円」とあるのは「350 万円」と、「170 万円」とあるのは「250 万円」と、「250 万円」とあるのは「350 万円」と読み替えるものとする。

2 災害援護資金の償還期間は、10年とし、据置期間はそのうち3年(令第7条第2項括弧書の場合は、5年)とする。

(利率)

第14条 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年3パーセントとする。

(償還等)

第15条 災害援護資金は、年賦償還とする。

2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

3 償還免除、保証人、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項、令第8条から第12条までの規定によるものとする。

第5章 補則

(委任規定)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和50年3月22日条例第2号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和50年12月20日条例第23号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和51年12月25日条例第27号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和53年6月16日条例第19号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和56年6月18日条例第22号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は昭和55年12月14日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条第1項の規定は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則(昭和57年9月24日条例第20号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第9条、第10条及び第11条の規定は、昭和57年7月10日以後に生じた災害により負傷し又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

附 則(昭和62年3月25日条例第8号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第13条第1項の規定は、昭和61年7月10日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則(平成3年12月24日条例第28号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は平成3年6月3日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条の規定は当該災害により負傷し又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について、改正後の第13条第1項の規定は同年5月26日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則(平成23年9月26日条例第17号)

この条例は、公布の日から施行し、平成23年3月11日以後に生じた災害により死亡した住民に係る災害弔慰金の支給について適用する。

○出雲崎町災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

昭和49年6月17日

規則第9号

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、出雲崎町災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和49年出雲崎町条例第29号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 災害弔慰金の支給

(支給の手續)

第2条 町長は、条例第3条の規定により災害弔慰金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行ったうえ災害弔慰金の支給を行うものとする。

- (1) 死亡者(行方不明者を含む。以下同じ。)の氏名、性別、生年月日
- (2) 死亡(行方不明を含む。)の年月日及び死亡の状況
- (3) 死亡者の遺族に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第3条 町長は、この町の区域外で死亡した町民の遺族に対し、死亡地の官公署の発行する被災証明書提出させるものとする。

2 町長は、町民でない遺族に対しては、遺族であることを証明する書類を提出させるものとする。

第3章 災害障害見舞金の支給

(支給の手續)

第4条 町長は、条例第9条の規定により災害障害見舞金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行ったうえ災害障害見舞金の支給を行うものとする。

- (1) 障害者の氏名、性別、生年月日
- (2) 障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった年月日及び負傷又は疾病の状況
- (3) 障害の種類及び程度に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第5条 町長は、この町の区域外で障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった町民に対し、負傷又は疾病にかかった地の官公署の発行する被災証明書提出させるものとする。

2 町は、障害者に対し、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)別表に規定する障害を有することを証明する医師の診断書(様式第1号)を提出させるものとする。

第4章 災害援護資金の貸付け

(借入れの申込)

第6条 災害援護資金(以下「資金」という。)の貸付けを受けようとする者(以下「借入申込者」という。)は、次に掲げる事項を記載した借入申込書(様式第2号)を、町長に提出しなければならない。

- (1) 借入申込者の住所、氏名及び生年月日
- (2) 貸付けを受けようとする資金の金額、償還の期間及び方法
- (3) 貸付けを受けようとする理由及び資金の用途についての計画
- (4) 保証人となるべき者に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

2 借入申込書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 世帯主の負傷を理由とする借入申込者にあつては、医師の療養見込期間及び療養概算額を記載した診断書
- (2) 被害を受けた日の属する年の前年(当該被害を1月から5月までの間に受けた場合にあつて

は前々年とする。以下この号において同じ。)において、他の市町村に居住していた借入申込者にとっては、当該世帯の前年の所得に関する当該市町村長の証明書

(3) その他町長が必要と認めた書類

3 借入申込者は、借入申込書を、その者の被災の日の属する月の翌月1日から起算して3月を経過する日までに提出しなければならない。

(調査)

第7条 町長は、借入申込書の提出を受けたときは、速やかに、その内容を検討のうえ、当該世帯の被害の状況、所得その他の必要な事項について調査を行うものとする。

(貸付けの決定)

第8条 町長は、借入申込者に対して資金を貸し付ける旨を決定したときは、貸付金の金額、償還期間及び償還方法を記載した貸付決定通知書(様式第3号)を、借入申込者に交付するものとする。

2 町長は、借入申込者に対して、資金を貸し付けない旨を決定したときは、貸付決定不承認通知書(様式第4号)を借入申込者に通知するものとする。

(借用書の提出)

第9条 貸付決定通知書の交付を受けた者は、速やかに、保証人の連署した借用書(様式第5号)に、資金の貸付けを受けた者(以下「借受人」という。)及び保証人の印鑑証明書を添えて町長に提出しなければならない。

(貸付金の交付)

第10条 町長は、前条の借用書と引き換えに貸付金を交付するものとする。

(償還の完了)

第11条 町長は、借受人が貸付金の償還を完了したときは、当該借受人に係る借用書及びこれに添えられた印鑑証明書を遅滞なく返還するものとする。

(繰上償還の申出)

第12条 繰上償還をしようとする者は、繰上償還申出書(様式第6号)を町長に提出するものとする。

(償還金の支払猶予)

第13条 借受人は、償還金の支払猶予を申請しようとするときは、支払猶予を受けようとする理由、猶予期間その他町長が必要と認める事項を記載した申請書(様式第7号)を、町長に提出しなければならない。

2 町長は、支払の猶予を認める旨を決定したときは、支払を猶予した期間その他町長が必要と認める事項を記載した支払猶予承認通知書(様式第8号)を、当該借受人に交付するものとする。

3 町長は、支払の猶予を認めない旨の決定をしたときは、支払猶予不承認通知書(様式第9号)を、当該借受人に交付するものとする。

(違約金の支払免除)

第14条 借受人は、違約金の支払免除を申請しようとするときは、その理由を記載した申請書(様式第10号)を、町長に提出しなければならない。

2 町長は、違約金の支払免除を認める旨を決定したときは、違約金の支払免除した期間及び支払を免除した金額を記載した違約金支払免除承認通知書(様式第11号)を、当該借受人に交付するものとする。

3 町長は、違約金の支払免除を認めない旨を決定したときは、違約金支払免除不承認通知書(様式第12号)を、当該借受人に交付するものとする。

(償還免除)

第15条 災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者(以下「償還免除申請者」という。)は、償還免除を受けようとする理由、その他町長が必要と認める事項を記載した申請書(様式第13号)を、町長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げるいずれかの書類を添えなければならない。

(1) 借受人の死亡を証する書類

(2) 借受人が精神若しくは身体に著しい障害を受けて貸付金を償還することができなくなった

ことを証する書類

3 町長は、償還の免除を認める旨を決定したときは、償還免除承認通知書(様式第14号)を、当該償還免除申請者に交付するものとする。

4 町長は、償還の免除を認めない旨を決定したときは、償還免除不承認通知書(様式第15号)を、当該償還免除申請者に交付するものとする。

(督促)

第16条 町長は、償還金を納付期限までに納入しない者があるときは、督促状を発行するものとする。

(氏名又は住所の変更届等)

第17条 借受人又は保証人について、氏名又は住所の変更等借用書に記載した事項に異動を生じたときは、借受人は速やかに、その旨を町長に氏名等変更届(様式第16号)を提出しなければならない。ただし、借受人が死亡したときは、同居の親族又は保証人が代ってその旨を届け出るものとする。

第5章 補則

第18条 この規則に定めるもののほか、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けの手続について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和57年9月24日規則第7号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第4条及び第5条の規定は、昭和57年7月10日以後に生じた災害により負傷し、又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

様式第1号(第5条第2項関係)

診 断 書

氏 名		生年月日	年 月 日	性別	男・女					
傷 病 名			負傷発病年月日	年 月 日						
障害の部位			初診年月日	年 月 日						
既往症	既存障害		治ゆ年月日	年 月 日						
療養の内容及び経過										
障害の状態の詳細	(図で示すことができるものは図解すること)									
関節運動範囲	部位	種類範囲								
		右								
		左								
		右								
		左								
上記のとおり診断します。		病院又は診療所の		郵便番号	電話番号	局番				
年 月 日			所在地							
				名称						
				診療担当者						
				氏 名	(印)					

様式第2号(第6条関係)

災害援護資金借入申込書

※受付日		※受付番号		※受付者		※貸付番号		
被災日時		年月日時		災害名				
被害の種類		1世帯主の負傷 2住居の全壊 3住居の半壊 4家財の損害		被害場所				
返す方法		年賦		いつまでに返せ ますか		年 月 (回)		
借入 申込 者 に つ い て	フリガナ			男・女		年 月 日生(歳)		
	氏名							
	フリガナ					郵便番号	電話番号	
	現住所	(方)				〒	局番	
	本籍地			勤務先の名称 と所在地				
	職業							
	世帯主の名	世帯主との続柄	年齢	健否	職業	収入(月収)	勤務先・学校名	
収入合計		円		支出合計		円		
資産の状況	土地	(1)住宅 m ² (2)田畑 m ² (3)山林 m ²		住居の状況	(1)自家 (2)借家 (3)借間 (4)同居			
	建物	(1)自宅 m ² (2)その他 m ²		生活保護	年 月 日より受給(生住教医)			
	負債	(内容)		(金額)				
連帯保証人(保証人が 書いてください)	氏名			男・女		年 月 日生(歳)		
	現住所			本籍地				
	職業	月収	円	申込者との関係		家族数	人	
	資産	土地	(1)住宅 m ² (2)田畑 m ² (3)山林 m ²		勤務先	名称	所在地	
	建物	(1)自宅 m ² (2)その他 m ²				電話局番		
この災害の前一年以内に被災したことの有無及びその状況						(状況)		
						(有・無)		
この災害により世帯主が死亡又は重度障害者となった事実の有無						(有・無)		
資金の 使 途	資金の使い方	総額		円	資金の内訳	合計		
		に		円	災害援護資金で 手持資金で その他()で	円		
		に		円		円		
		に		円		円		
	に		円	円				
被 害 の 状 況	被災時の具体的状況				負 傷 全 治		箇月	
	住居の被害		(1)全壊		(2)半壊			
	家 財	品名	現在購入に要する費用	被害額	品名	現在購入に要する費用	被害額	
		和だんす			婦人用腕時計			
		整理だんす			畳(畳中で 畳が被害)			
		洋服だんす			障子			
		鏡			ふすま			
		腰掛机			その他被害のあった家財			
		本箱・本だな			品名	現在購入に要する費用	被害額	
		食器戸だな						
		食卓・茶ぶ台						
		げた箱						
	の 状 況	照明器具						
		じゅうたん						
		扇風機						
		石油ストーブ						
		電気やぐらこたつ						
		電気冷蔵庫						
		電気・ガス炊飯器						
		電気洗たく機						
電気掃除機								
ミシン								
電気アイロン								
自転車								
テレビ								
ラジオ								
柱時計								
目覚し時計				小計				
紳士用腕時計				合計				
上記のとおり災害援護資金を借入れたく申込みます。 年 月 日								
借入申込者						(印)		
上記の借入れに対し、連帯して債務を負担します。 年 月 日								
連帯保証人						(印)		
出雲崎町長 様								

様式第3号(第8条第1項関係)

第 号
年 月 日

出雲崎町長 (印)

様

災害援護資金貸付決定通知書

年 月 日お申込みになりました災害援護資金は、下記のとおり貸付けを決定いたしましたのでお知らせします。

記

受付番号	第	号			
貸付金額			円		
据置期間	年	月	日から	年	月
償還期間	年	月	日から	年	月
償還方法	年賦				
利 子	年3パーセント				

資金をお渡しする日と手続について

- 1 貸付金交付日 年 月 日
- 2 場 所
- 3 ご持参なさるもの
 - (1) この通知書
 - (2) 同封の借用書
 - (3) あなたの印鑑
 - (4) あなたと保証人の印鑑証明書各一通

様式第4号(第8条第2項関係)

第 号

年 月 日

出雲崎町長 (印)

様

災害援護資金貸付不承認決定通知書

年 月 日お申込みになりました災害援護資金は次の理由で不承認となりましたのでお知らせします。

(不承認の理由)

様式第5号(第9条関係)

貸付決定番号 第 号

災害援護資金借用書

借用金額 円

利 子 年3%

据置期間 年 月 日から 年 月 日まで

償還期間 年 月 日から 年 月 日まで

償還方法

上記の通り借用いたします。

については、災害弔慰金の支給等に関する法律及びこれに基づく命令等の定めるところ
に誠実に従い、相違なく償還いたします。

年 月 日

住 所

借受人氏名

(印)

住 所

保証人氏名

(印)

様式第6号(第12条関係)

繰上償還申出書

下記のとおり災害援護資金の繰上償還を行います。

年 月 日

借受人 住 所
氏 名

出雲崎町長 様

記

以上

貸付番号
借受人氏名
貸付けを受けた日
貸付けを受けた金額
償還期限
償還金額
償還未済額
繰上償還をする日
繰上償還をする金額

様式第7号(第13条第1項関係)

償還金支払猶予申請書

下記のとおり償還金の支払猶予を申請いたします。

年 月 日

借受人 住所
氏名 (印)

連帯保証人 住所
氏名 (印)

出雲崎町長 様

申請の理由 (具体的に)				
貸付の条件	借入金額	円	貸付番号	
	据置期間	1 3年 2 5年	希望猶予 期間等	筒月 ただし 年 月 日 第 回 償還以降
	償還方法	年賦		
	償還期間	年 月 日から 年 月 日まで	変更後の 償還期間	年 月 日から 年 月 日まで
支払猶予期 間の根拠	(変更後の償還期日に支払が可能と認められる具体的な理由)			

様式第8号(第13条第2項関係)

第 号

年 月 日

出雲崎町長 (印)

様

支 払 猶 予 承 認 通 知 書

年 月 日申出のあった償還金の支払猶予については、次の通り承認となったのでお知らせいたします。

支払猶予承認期間	年	月	日から	カ月
変更後の償還期間	年	月	日から	年 月 日まで

様式第9号(第13条第3項関係)

第 号

年 月 日

出雲崎町長 (印)

様

支払猶予不承認通知書

年 月 日申出がありました償還金の支払猶予につきましては、次の理由
で不承認となりましたので、当初の計画により償還されるようお願い致します。

(不承認の理由)

様式第10号(第14条第1項関係)

違約金支払免除申請書

下記のとおり違約金の支払免除を申請します。

年 月 日

借受人 住所
氏名 (印)連帯保証人 住所
氏名 (印)

出雲崎町長 様

記

貸付番号					
支払免除を申請する違約金の金額					円
内容	回数	期別	元金	利子	申請日までの違約金
		年 月 期			
違約金の支払免除を要する具体的な理由					

様式第 11 号(第 14 条第 2 項関係)

第 号

年 月 日

出雲崎町長 (印)

様

違約金支払免除承認通知書

年 月 日に申出のありました違約金の支払免除につきましては下記の通り承認されましたのでお知らせいたします。

記

係る 年 月 日償還予定の第 回償還金元金 円、利子 円に
年 月 日における違約金 円の支払を免除致します。

様式第12号(第14条第3項関係)

第 号

年 月 日
様

出雲崎町長 (印)

違約金支払免除不承認通知書

年 月 日に申出のありました違約金の支払免除につきましては、次の理由で不承認となりましたのでお知らせいたします。

(理由)

なお、あなたの 年 月 日償還予定の第 回償還金(元利合計
円)に係る違約金は 年 月 日現在 円となっておりますので至急償
還を願います。

様式第13号(第15条第1項関係)

災害援護資金償還免除申請書

貸付番号					
借受人氏名		貸付けを受けた日	年 月 日	貸付金額	円
償還方法	年賦	償還期限	年 月 日	償還金額	円
免除申請額	円(償還未済額の全部一部で)				
免除申請理由及び理由発生年月日又は理由継続期間					
免除申請者	フリガナ		男・女	年 月 日生	
	氏名				
	現住所				
	本籍				
	借受人との関係		職業		
	勤務先及び所在地				
借受人又はその相続人	フリガナ		男・女	年 月 日生	
	氏名				
	現住所		借受人との続柄		
	職業		勤務地及び所在地		
保証人			男・女	年 月 日生	
	氏名				
	現住所		借受人との関係		
	職業		勤務地及び所在地		
上記のとおり災害援護資金の償還を免除されたく申請します。					
年 月 日					
出雲崎町長 様				免除申請者	(印)

様式第14号(第15条第3項関係)

第 号

年 月 日

出雲崎町長 (印)

様

災害援護資金償還免除承認通知書

年 月 日申出のあった災害援護資金の償還免除については、次のとおり行うことになりましたのでお知らせいたします。

(承認内容)

全部免除・一部免除

申請日現在の償還未済額

元 金 円

利 子 円

違約金 円

合 計 円

償還を免除した額

元 金 円

申請日現在の状況で今後償還を必要とする額

利 子 円

違約金 円

合 計 円

償還未済額がある場合は、定められた償還期間経過により、償還未済額につき年利10.75%の率で違約金がさらに加算されます。

様式第 15 号(第 15 条第 4 項関係)

第 号

年 月 日

出雲崎町長 (印)

様

災害援護資金償還免除不承認通知書

年 月 日申出のあった災害援護資金の償還免除については、次の理由で不承認となりましたのでお知らせいたします。

(不承認の理由)

なお、申請日現在の状況で今後償還を必要とする額は次のとおりとなっており、償還未済額がある場合は、定められた償還期間経過により、償還未済額につき年 10.75%の率で違約金がさらに加算されます。

元 金	円
利 子	円
違約金	円
合 計	円

様式第16号(第17条関係)

氏名等変更届

貸付番号		
借受人	氏名	
	住所	
連帯保証人	氏名	
	住所	
○で囲むこと 1 住所変更 2 改姓又は改名 3 死亡又は行方不明 4 その他		(異動の内容)
災害援護資金を借用中のところ、上記のとおり異動いたしましたのでお届けいたします。 <div style="text-align: center;"> 年 月 日 </div> <div style="text-align: right;"> 借受人(又は同居の親族) 住 所 氏 名 (印) 連帯保証人 住 所 氏 名 (印) </div> 出雲崎町長 様		

○出雲崎町罹災証明書取扱規程

平成19年3月30日
規程第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、風水害等の災害によって生じた被害の証明書の取扱の基準について定める。
(証明書等の交付)

第2条 町長は、罹災者、その他町長が適当と認める者から、罹災証明願(様式第1号)が提出されたときは、その内容を審査し、罹災物件が確実な証拠によって立証できる場合又は調査職員の現場確認等により確認することができる場合に罹災証明書を交付するものとする。

2 町長は、被災者、その他町長が適当と認める者から被災届出・確認願(様式第2号)が提出されたときは、その内容を審査し、被災物件が確実な証拠によって立証できる場合又は調査職員の現場確認等により確認することができる場合に被災確認書を交付するものとする。

(様式の特例)

第3条 罹災証明願の様式がその提出先において特に定めたものがある場合は、これを前条の規定に定める罹災証明願とみなして処理することができる。

(補則)

第4条 この規程に定めるもののほか、証明について必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成19年7月23日規程第11号)

この規程は、公布の日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

り災証明書

※ 太枠の中を記入して下さい。

						年 月 日		
申請者	住所 〒 ー						TEL ()	
	(連絡先)						TEL ()	
	(フリガナ) 氏名						Ⓜ	
り災世帯 の構成員	氏名	続柄	性別	生年月日		男・女	・ ・	
		世帯主	男・女	・ ・		男・女	・ ・	
			男・女	・ ・		男・女	・ ・	
			男・女	・ ・		男・女	・ ・	
り災場所等	三島郡出雲崎町大字 (アパート等名称:)							
	<input type="checkbox"/> 持家 <input type="checkbox"/> 借家(所有者) <input type="checkbox"/> 貸家			<input type="checkbox"/> 住家 <input type="checkbox"/> 非住家()				
り災年月日								
り災原因								

り災証明書

り災程度	<input type="checkbox"/> 全壊	<input type="checkbox"/> 大規模半壊	<input type="checkbox"/> 半壊	<input type="checkbox"/> 一部損壊
	<input type="checkbox"/> 流失	<input type="checkbox"/> 床上浸水	<input type="checkbox"/> 床下浸水	<input type="checkbox"/> その他被害()

り災状況について、上記のとおり相違ないことを証明します。

 総第 号
 年 月 日

新潟県三島郡出雲崎町長

Ⓜ

〈り災証明について〉

- ・この証明は、災害救助の一環として、応急の一時的な救済を目的に町長が確認できる程度の被害について証明するものです。
- ・「り災程度」は「家屋」を対象として、一棟ごとに母屋で判定します。
 ※ 家屋に付随する家財道具や門柱、門扉などの外構はこの証明の対象となりません。
- ・集合住宅等の場合、一棟全体で判定しますので、各区画、各部屋によっては、この証明の「り災程度」と被害の程度に差が生じる場合があります。
- ・「り災程度」は、家屋を屋根、壁、構造体等の部位別に表面に現れた被害を観察して判定します。
 ※ 表面に現れない被害(例：地中の杭の折損、壁・構造体等の内部素材そのものの被害等)がある場合には、この証明の「り災程度」と異なることもあります。
- ・この証明は、災害発生後おおむね1ヶ月以内の状況をもとに判定しています。
- ・この証明は、原則として一世帯一枚の発行となりますので大切に保管してください。
 ※原則として再発行はいたしませんので、必要な場合はコピー等で対応願います。